



訴 状

〒865-0064 熊本県玉名市中 2003 番地

原 告 西村 一

同 上

原 告 西村 カシ

〒865-0063 熊本県玉名市中尾 385

原 告 里 幸子

〒860-0081 熊本市京町本丁 1 番 22 号

熊本さくら法律事務所 (送達場所)

原告ら訴訟代理人弁護士 加藤 修 (担当)

同 弁護士 小林 法子

TEL096-320-8555

FAX096-320-8550

〒865-8501 玉名市繁根木 163

被 告 玉名市

代表者市長 高崎 哲哉

生活保護老齢加算減額処分取消請求事件

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙額 金 1 3, 0 0 0 円

請求の趣旨

- 1 被告が原告西村一、同西村カシ、同里幸子に対して平成21年1月9日付でなした各保護変更申請の却下処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

- 1 原告西村一は大正4年2月10日生まれ男性である。また原告西村カシは原告西村一の妻であり、昭和元年8月8日生まれ女性である。
原告里幸子は大正5年2月1日生まれ女性である。
- 2 原告らはいずれも以下のとおり生活保護を受給している。
(1) 原告 西村 一 平成13年7月11日から
(2) 原告 西村 カシ 同 上
(3) 原告 里 幸子 昭和62年6月15日から
- 3 ところで原告らはいずれも生活保護の老齢加算分の支給を受けていたものであるが、いずれも老齢加算の順次廃止に伴いその給付額の減額をされてきたものである。
そのため原告らは老齢加算の廃止について、廃止前の状態に戻すよう求めて変更申請を行ったが平成21年1月9日被告はその申請を却下した(以下「本件各処分」という)。
- 4 1967年5月24日の最高裁大法院判決は「生活保護の規定に基づき国から生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵や社会政策の実施に伴う反射的利益ではなく法的権利であって、保護受給権とも称すべきもの」と判示した。
- 5 生活保護法56条は「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない」と規定し、実施機関が一度、保護決定をしたならば、法が定める事情変更の場合に被保護者が該当し、実施機関が法に定める変更手続きを正規に取らないうちは、被保護者は決定された

1 1 この決定の過程では、ただし書きの内容について何ら検討されなかった。激変緩和措置についても、直ちに単なる段階的廃止を意味するとは限らず、何らかの代替措置を意味すると考える余地もあるし、代替措置を取らないとしても、期間や1年間ごとの削減幅については慎重な検討が求められるところであった。

1 2 しかし決定過程を見ると、既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者が廃止によって被る不利益などが具体的に検討された上で、代替措置を取らないことや、3年という期間、1年ごとの削減幅が決定された形跡はない。

1 3 老齢加算の廃止は、既に老齢加算を前提とする保護を受けている被保護者にとっては、支給額の相当程度の減額を意味する。中間取りまとめの老齢加算の廃止という方向性と並んで重要な事項であるただし書きの内容や激変緩和措置について十分検討することなく行われた保護基準改定は、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、考慮事項に対する評価が明らかに合理性を欠く。その結果、社会通念に照らして著しく妥当性を欠いたものといえることができる。

1 4 本件保護基準の改定は、裁量権の逸脱、乱用として、正当な理由のない保護基準の不利益変更にあたるというべきである。

よって老齢加算の減額、廃止による保護変更決定は生活保護法56条に反し違法である。

1 5 また行政手続法（平成6年10月1日施行）においては、不利益処分をする場合の手続きとして聴聞又は弁明の機会の付与をしなければならないが（法第13条）生活保護減額についていずれも本件では本件各処分的前提となる被告はその手続きを行わなかった。

従って違法な本件各処分的前提となった老齢加算の減額処分は違法な処分であったのに本件各処分では全くそのことで考慮されておらず、その点からも違法である。

1 6 また本件老齢加算の廃止によって原告らは以下のとおり苦しい生活をさらに切り下げざるを得なかった。

(1) 原告西村一、同西村カシ

2人で3万円の老齢加算が0円となり、毎日の風呂を週2回の風呂に変更。

(2) 原告里幸子

これまで15,000円の老齢加算が0円となり、風呂(温泉)に入る回数を隔日から週1回に変更せざるを得なかった。また近所付き合いが不可能である。

従って、原告らの文化的生活など望むべくもないので本処分が憲法25条に違反する。

- 17 よって本件各処分的前提となる老齢加算の廃止は(1) 正当な理由を欠く処分であり(2) かつ原告らの老齢加算の廃止手続きは正当な手続きを経て処分が行われたものではないことであり(3) かつ原告らの最低限度の文化的生活を侵害するものであるから憲法25条、生活保護法56条、行政手続法13条に違反して無効である。
- 18 本訴は厚生労働大臣の平成22年6月4日付再審査請求を棄却するといった裁決に対して行うものであり、その裁判を受け取ってから6カ月以内に提起するものである。

添付書類

1 訴訟委任状 3通

平成22年12月3日

原告ら訴訟代理人弁護士

加藤



同 弁護士

小林



熊本地方裁判所 御中